

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

愛知県岩倉市

2 地域再生計画の名称

桜と水の「五条川耕園」再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

認定の日～平成22年度

4 地域再生計画の意義及び目的

岩倉市は、古くから、尾張北部地方の交通の要衝として栄えてきた。また、名古屋市の15キロメートル圏内で、全域が都市計画区域となっており、人口密度も愛知県内の市では名古屋市に次いで高いなど、交通利便性の高い大都市近郊の住宅都市として発展してきた。

本市の人口は、平成16年9月で48,316人となり、近年は堅調な伸びを示しているが、大きな産業もなく、歳入総額に占める地方税の割合は43.7%と低い。また、面積も、10.49平方キロメートルと愛知県内でも最小である。さらに、この狭小な面積のわずか53%の市街化区域にほとんどの人口が集中しており、このような立地条件から集中するマンション建設などによって、住民の連帯感が徐々に薄れてきており、都市の健全性が損なわれつつある。

一方で、市域の47%に広がる市街化調整区域の農地は、農業の担い手不足から年々、経営耕地面積の減少が進み、将来への展望が見出せない状況にある。

こうしたことから、土地利用のアンバランスを少しでも解消し、市民の安心で快適な生活環境を求める声に応えつつ、持続可能な自立した自治体を維持していくためには、いかに限られた市域の自然環境を保全しながら整備していくかが大きな課題となっている。

具体的には、中心市街地の再生と市街地周縁部の良好な居住空間の創出、また、外縁部の農村的集落の活性化に取り組む必要があると認識している。

これまで本市では、ふるさとのシンボルとして市内を南北に流れる五条川の自然環境整備を重点的に進めてきており、特に、両岸の1,600本の桜並木がみごとに咲き誇るさまは「日本の桜 - 名所百選」にも選ばれるほどで、本市の貴重な財産となっている。また、五条川の堤防道路を尾北自然歩道に指定し、散策の拠点となる休憩所や歴史的な文化遺産である岩倉城跡なども整備しており、四季を通じ、市民の散策やジョギングなどの健康づくりの場ともなっている。

さらに、桜まつり、水辺まつり、五条川マラソンなど、本市のメイン行事の多

くは五条川と結びついており、また、市民レベルでの生態調査や清掃活動など、五条川は環境調和型のまちづくりに欠くことのできない資源であるとともに、住民の連帯感を醸成する大切な資源であると考えている。

こうした背景の中で、本市が地域再生を図る上では、本市の魅力である桜と水のイメージのシンボルである五条川をネットワーク軸に地域再生プロジェクトを連携させることにより、全市域を身近な自然との共生による環境調和型のまちづくりを基本とする「五条川耕園」と位置づけ、多様なライフスタイルに対応する魅力ある居住環境の創出への取り組みや農村的集落の活性化策などを通じて、将来的な居住人口の確保と地域経済の継続的な発展を図りつつ「質の高い生活都市」としての深化を目指すものである。

地域再生プロジェクト

五条川軸を中心に、中心部・周縁部・外縁部にバランスよく地域再生プロジェクトを配置するとともに、現在、市街地を中心に行われている桜まつりなどの五条川関連イベントを下流部にも拡大することにより、市民に「五条川耕園」のコンセプトを定着させるものである。

また、地域再生プロジェクトを通じて周辺の自然環境資源((仮称)竹林公園、自然生態園、史跡公園等)との関連づけが行われることになり、相乗効果により、身近な自然と調和した居住環境とライフスタイルをもった環境調和型のまちへと飛躍する契機になると考えている。

水と緑のすまいるタウン整備事業(中心市街地)

市中心部の岩倉駅東地区は、岩倉街道を中心に尾張北部の中心商業地として古くから栄えてきたが、車社会の到来とともに、駅前広場、駐車場、都市計画道路の未整備などによる都市機能の低下に伴い、中心市街地としての立地性を欠き、衰退しつつある。

このため、本市の顔として魅力的な駅前空間となるよう「まちづくり交付金」の活用と駅東再開発事業の推進により、駅前市街地にふさわしい都市基盤整備を図り、交通の結節点としての機能をより高めるとともに、賑わいと活力のある魅力的かつ文化的な中心市街地とする。

事業としては、快適で利便性の高い居住環境の形成、既存商店街の活性化に資する商業環境の形成及び市民文化活動の核となる生涯学習センターを整備することにより、定住化・都市居住の促進を図る。

また、「駅・まちバリアフリー関連の情報の提供」を受けて、駅前広場周辺及び中心市街地から間近に繋がる五条川までの歩行空間ネットワークを整備することにより、五条川への誘導路として、春の桜まつりに市内外から訪れる47万人の来訪者に対しても、やさしい都市空間を演出する。

潤いあふれる五条川タウン整備事業（周縁部）

市南部の川井・稲荷町地区は、市街化区域の住宅団地と隣接し、主要地方道沿いの市街化調整区域であり、五条川まで農地が広がるなど、自然環境に恵まれた地域であることから、田園居住というライフスタイルを具現化する上で好条件を備えた地域であると考えている。

この地区では、すでに地元住民による「まちづくり委員会」が発足し、地域の活性化にも取り組んでいる。今後、「農地転用の許可申請手続の円滑化」及び「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」の支援策を活用して、市街化区域の土地利用との連続性を図りつつ、環境に配慮した良質な住宅供給、商業・サービス施設の適正な立地誘導に努める。

また、住宅地の街並みから五条川までの田園風景の中にコミュニティ散策路とビオトープ公園を整備し、桜と水に親しむことのできる潤いあふれるまちづくりを進めることによって、新たな定住人口の増加を図る。

都市機能と農村機能の調和した里づくり事業（外縁部）

市西部の北島町地区は、五条川下流域の農業振興地域農用地区域であり、農村的集落の雰囲気が残された、周辺に田畑の風景が広がる地域である。しかし、農家の担い手不足から「産業としての農業」が成り立たなくなっており、地元農業は将来への展望が見出せない状況にある。また、地域内に五条川右岸浄化センターが建設されたことにより、センター西側に他の農地と分断された形状の農地が残り、さらに隣接する一宮市側は市街化区域となっている。

このため、地元住民による農業の担い手づくりとしての農業ボランティアの育成を進めるとともに、市民農園を整備し、地元住民の指導のもとに都市住民が気軽に農業を体験することのできる都市と農村の交流ゾーンとする。

また、周辺に広がる田畑などの環境要素を大切にしながら、活性化策として市街化調整区域としての区域区分を維持しつつ、「農地転用の許可申請手続の円滑化」及び「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」の支援策を活用して、五条川右岸浄化センター西側の農地に商業施設の誘致を図るとともに、地元農家の農産物やJAあいち経済連苗生産センターの直売センターを整備し、地産地消の拡大を目指した農産物直売システムづくりを進め、商業機能と農業機能との融合を図る。

あわせて、暫定利用している五条川右岸浄化センターのグラウンドや隣接する青少年宿泊研修施設「希望の家」を利用して、農業交流イベントや五条川イベントなどを開催する。こうして、この地区に人が集い、市街地から尾北自然歩道を通して当該地域を訪れるという、五条川をネットワークとしたまちの回遊性を演出することにより、農村的集落の活性化を図る。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的・社会効果

この再生計画は、住宅都市である本市が狭小の市域の中で持続可能な都市戦略として、中心市街地の活性化に加え、居住人口を拡大するための緑あふれる住宅空間の創出や、都市近郊農業地域における活性化策を身近な自然との共生による環境調和型のまちづくりを基本に推進するものであり、同様な状況にある大都市近郊の市町村のモデルとして、波及効果は大きいと思われる。

(1) 居住人口の増加

約1,000人

(2) 税収増加

固定資産税の増収見込み：約6,500万円

(3) 商業施設等による影響

・経済効果見込み：約68億円

・新規雇用者数：約350名(パート等を含む)

(4) 都市と農村の交流による影響

・農産物直売システムづくりや地産地消の推進により農産物の販路拡大が図られる。

6 講じようとする支援措置の番号

210007 - 「農地転用の許可申請手続の円滑化」

212026 - 「駅・まちバリアフリー関連の情報の提供」

212028 - 「まちづくり交付金の創設」

212032 - 「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の提供」

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連事業

構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組

なし

その他の関連事業

地域再生プロジェクトと連携する事業として、以下のような整備事業を進めることにより、全市域に身近な自然と共生する「五条川耕園」としての機能を充実させる。

(仮称)竹林公園整備事業

中心市街地と川井・稲荷町地区の中間地点となる五条川の拠点整備として、曽野町地区に残された竹林の保全とあわせ、河川側に自然再生・復元のためのワンド、デッキ等を設けた自然保全型公園を整備する。

(事業期間 平成16年度～19年度)

（仮称）長瀬公園整備事業

市域のほぼ中央にあたる東町地区において、緑に囲まれた芝生広場としての整備を行う。（事業期間 平成17年度～20年度）

五条川自然再生整備事業（継続中）

岩倉市のほぼ中央を南北に流れる五条川を岩倉市のシンボルとして、兩岸の散策路、親水護岸、堰等の多自然型整備を進めてきた。また、堤防道路は、全市域に渡って尾北自然歩道に指定しており、兩岸の1,600本の桜並木とともに市民に愛されている。

自然生態園整備事業（整備済み）

自然との共生を目指して、隣接する鎮守の森とともに、この地に固有のビオトープとして平成8年度に整備。身近な生き物の生息空間として市民に親しまれている。

史跡公園（整備済み）

この地にあった弥生時代の遺跡に竪穴住居等を復元し、歴史学習や市民茶会を開催できる市民の憩いの場として平成8年度に整備。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
特になし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

210007 - 「農地転用の許可申請手続の円滑化」

2 当該支援措置を受けようとする者

岩倉市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

市南部の川井・稲荷町地区は市街化調整区域、また、市西部の北島町地区は農業振興地域農用地区域であり、地域住民からは農地としての維持が困難であること、さらに、将来的にも土地利用の見込みが立たないことへの不安が市に寄せられている。

したがって、地域再生支援策を利用して「農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正化等について」(平成16年3月30日付け16農振第2715号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、4ヘクタールを超える農地転用の許可申請についても、愛知県の行う経由事務を地方自治法に基づく特例条例により、岩倉市が行うことができるよう今後取り組んでいく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212026 - 「駅・まちバリアフリー関連の情報の提供」

2 当該支援措置を受けようとする者

岩倉市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市は、尾張北部地方の交通の要衝として栄え、現在も名鉄犬山線岩倉駅は交通の結末点であり、一日当りの乗降客が約 27,000 人となっている。そのため、平成 7 年度にハートビル法に基づき策定した「人にやさしい街づくり計画」では、岩倉駅周辺地区をモデル地区と定めて整備を行い、市全域へとバリアフリー化を図っていく計画としている。また、平成 15 年度には「ユニバーサルデザイン振興指針」を策定している。

本市では、駅東地区では再開発計画及び駅前広場の整備があり、この事業においても、既存施設のバリアフリー化及び新規施設のユニバーサルデザイン化を進めていく必要がある。

このため、国土交通省でこれまで実施されたバリアフリー関連の環境の整備に関する地方公共団体や事業者等による先進的な事例を活用し、整備の参考としていく。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212028 - 「まちづくり交付金の創設」

2 当該支援措置を受けようとする者

岩倉市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

岩倉駅東地区は、岩倉街道を中心に尾張北部地方の中心商業地として古くから栄えてきたが、車社会の到来とともに駅前広場、駐車場、都市計画道路の未整備などによる都市基盤整備に遅れが生じ、中心市街地としての活気を失っている。

したがって、本支援措置と駅東再開発事業とを連携させることにより、「水と緑のすまいるタウン」として岩倉市の玄関口にふさわしい魅力的な駅前環境の形及び市民文化活動の拠点としての生涯学習センターの整備、また、多様なライフスタイルやライフサイクルに対応した居住環境の形成、既存商店街の活性化に資する商業環境の形成を整備していく。

さらに、当該中心市街地から間近に繋がる五条川までの歩行空間ネットワークを整備することにより、憩いと潤いのある駅前空間を創出し、課題の解決を図っていくものである。

支援を受けて実施する地域再生プロジェクト名

・水と緑のすまいるタウン整備事業（中心市街地）

（整備施設）

岩倉駅周辺において高質空間形成施設(エレベーター)や高次都市施設(人工地盤)を効果的に配置することにより、地域住民に快適な環境を提供する。さらに当該地区でまちづくりのコア事業となる岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業の高次都市施設(生涯学習センター)や、花のある駅前広場や五条川に続く人にやさしいみちを整備することにより、安全性も考慮に入れた魅力的な地区環境が形成されるだけでなく、五条川の自然環境と駅前のにぎわいが結びつけられ、民間開発の誘導や中心市街地での人口減少及び高齢化の歯止めにも寄与していくものと考えられる。

（まちづくり交付金基幹事業）

- ・道路事業（橋梁耐震補強事業（3橋梁））
- ・高質空間形成施設（駅東西エレベーター）
- ・高質空間形成施設（人にやさしいみちネットワーク整備事業）
- ・高次都市施設（生涯学習センター）
- ・高次都市施設（人工地盤）

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 2 - 「開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供」

2 当該支援措置を受けようとする者

岩倉市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

市南部の川井・稲荷町地区は市街化調整区域、また、市西部の北島町地区は農業振興地域農用地区域であり、地域住民からは、農地としての維持が困難であること、さらに、将来的にも土地利用の見込みが立たないことへの不安が市に寄せられている。

したがって、地域再生支援策による市街化調整区域における開発許可の弾力的運用の情報提供を活用していくことで、地域の実情に応じた土地利用を推進し、地域の活性化を進めたいと考えている。